

企画競争説明書

業務名称：南スーダン国国際基準に則した税関機能強化プロジェクト

調達管理番号：23a00630

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（3）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年12月13日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年12月13日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：南スーダン国国際基準に則した税関機能強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2027年2月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年3月 ～ 2024年12月

第2期：2025年1月 ～ 2027年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

第2期については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約

交渉の場で確認させていただきます。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Shioda.Saki@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年12月19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年12月20日 12時
3	質問への回答	2023年12月25日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年1月18日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年1月29日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（3）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

弊機構では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコン

サルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査結果資料等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項	提案を求める背景
1	ベースライン調査 調査方針及び調査項目（案）	第2章第3条 2.（1）	
2	ニムレ国境税関など、	第2章第3条	弊機構が懸念事項として

	危険レベル4 地域での活動にかかる方針	2. (1)	考えている事項
3	近隣諸国歳入庁を巻き込んだ研修実施方針及び他ドナーとのプロジェクト上の連携 ¹	第2章第3条 2. (4)	
4	成果4におけるEAC（東アフリカ共同体）法的文書国内適用にかかるモニタリング活動方針及び対象とする法的文書	第2章第3条 2. (9)	相手国政府・実施機関との継続検討事項

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

¹ 近隣諸国歳入庁・他ドナーにはURA（ウガンダ歳入庁）、AfDB（アフリカ開発銀行）、EAC（東アフリカ共同体）を含む。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）プロジェクト専門家の活動地域に係る安全配慮について

本プロジェクトの活動場所は、南スーダン歳入庁（NRA）本局、NRA 税関局、NRA 研修所、ジュバ国際空港（JIA）税関、ニムレ国境税関を予定している。2023年11月現在、ニムレ国境税関のみが外務省が公開している海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）上の危険レベル4（退避勧告）地域であり、それ以外はレベル3（渡航中止勧告）地域である。ベースライン調査及びプロジェクト活動実施段階において、他の主要税関への支援・活動展開についても実施妥当性が見出された場合には、ジュバ市内からの遠隔活動を前提とした活動対象先の追加について、ガバナンス・平和構築部へ相談の上、追加の是非を検討する²。

² 詳細計画策定調査の実施時には、本プロジェクトにおける支援領域（原産地規則・関税評価）が比較的南スーダン税関において新しい税関業務領域であり、またジュバ以外の危険レベルの高い地域の税関官署が支援対象地域に含まれる可能性がありつつも、ジュバ国際空港、ニムレ税関のみを支援対象とする点で税関当局と合意した。しかし、上記以外の他の主要税関への支援・活動展開にも実施妥当性が見出される場合には追加の是非を検討するの

また、日本人専門家の危険レベル4（退避勧告）地域への渡航は不可であるが、ローカル人材の危険レベル4（退避勧告）地域への渡航・活動については、単発用務（案件開始時や進捗に応じた状況確認など）のみ必要最小限の範囲で認める。その際、毎回 JICA 安全管理部長の承認（2023 年 11 月現在、現地治安情勢の変化により変更する可能性有）を得るものとし、その承認の範囲内での活動に限定すること。なお、日本人専門家のニムレ国境での活動については、国境がウガンダと接していることから、ウガンダ歳入庁（URA）の協力のもと、隣国ウガンダ国境側から南スーダン領域内に入らない活動は可能である³。

なお、南スーダンでは、現状 2024 年 12 月に独立後初の国政選挙の実施が予定されている（過去に数度に亘り選挙実施延期を行ってきたため実施確度は不透明）。そのため、選挙前後の南スーダン国内における政治的流動性並びに情勢悪化にプロジェクト活動が左右される可能性に留意する必要がある。万が一、南スーダン国内情勢が悪化し、現地活動の中断やプロジェクトの引き上げを余儀なくされた場合であっても、隣国ウガンダや日本からの遠隔支援活動の可能性等の追求があり得るため、以後の活動方針について速やかにガバナンス・平和構築部と相談すること。

（2）本プロジェクトの概要と地域共同体及び南スーダン政府の方針との整合性の確保

本プロジェクトは、南スーダンにおいて、EAC-ROO（東アフリカ共同体原産地規則）に準じた原産地規則の実施、関税評価に係る能力強化、税関職員能力開発の為の研修体制整備、EAC（東アフリカ共同体）諸国との地域連結性強化支援を行うことにより、歳入庁の能力強化を持続的に図り、もって EAC-CET（EAC Common External Tariff、東アフリカ共同体域外共通関税）を含めた地域・国際的枠組みの運用に向けた体制整備に寄与するものである。

特に、EAC 諸国と歩調を合わせる地域連携に係る諸活動においては、EAC の定める最新の戦略やトレンド、EAC と南スーダンとの関わり、WTO 協定批准に向けた動きなどについて情報収集を行い、地域共同体や国際基準との整合性に留意して活動を実施すること。特に、ワーク・プランの作成・実行にあたっては、地域連携

で、この点を踏まえてベースライン調査の調査方針及び調査項目（案）をプロポーザルで提案すること。

³プロジェクト活動実施にあたり、邦人が渡航できないレベル4地域に対する効果的な技術移転を行うための方策（遠隔研修用ツールの活用などを含む）をプロポーザルで提案すること。

に係る第三国研修の活用やベンチマーキングなど具体的な計画を立案の上、事前にガバナンス・平和構築部と相談すること。

また、活動計画の立案にあたっては、現在制定中の NRA 法（2023 年 11 月現在大統領の署名待ち）や NRA5 か年戦略を含め、南スーダン政府及び NRA の定める歳入・貿易に関する各政策や法律に留意して立案すること。加えて、制度変更等が非常に流動的な南スーダンにおいては、本プロジェクト開始後も最新の法的枠組みや政策について常時情報収集の上、方針に合致するように活動を実施し、政策の変更など必要に応じて柔軟に活動計画の変更を検討すること。

（3）先方実施機関の組織・人事の変更への対応

NRA5 か年戦略において、今後の NRA の組織改編が明記されていることを踏まえ、プロジェクト期間中に NRA 長官や幹部人事を含めた組織改編や人事異動が頻繁にあり得ることが予想される。そのため、JICA 南スーダン事務所と連携し、NRA・税関局と緊密にコミュニケーションを取った上で、先方実施機関の組織・人事に関する最新情報の入手に努めること。また、組織改編や幹部の人事異動があった場合には、ガバナンス・平和構築部、南スーダン事務所で適切な対応方針を検討し、フォーカルパーソンの特定や新規着任者へのブリーフィング等の対応を取り、適切な税関業務が遂行と能力強化を念頭に置きながらプロジェクト活動を実施する。

（4）プロジェクト実施に係る外部関係者との連携⁴

2020 年～2023 年に実施した「税関コード導入による税関能力強化プロジェクト フェーズ 2」（以下、「先行プロジェクト」）においては、URA 協力のもとプロジェクト専門家がウガンダ・カンパラの URA 本局にプロジェクトオフィスを設け、NRA に対する遠隔支援を行った。本プロジェクトにおいても、URA 長官から、同じ EAC の歳入庁として引き続き NRA 支援に対して協力する旨承諾を得ており、日本側投入にもウガンダ URA 第三国専門家の招へいについ

⁴本プロジェクトにおいてはウガンダ URA や各ドナー等の国外リソースを上手く活用し、補完・相乗効果を出すことが求められる。そのため、成果 1 から 3 の研修分野における URA との連携、成果 3 は AfDB、成果 4 は EAC との連携を通じた成果達成を想定している。特に、URA・AfDB・EAC は南スーダンにおける貿易円滑化支援にこれまで深く携わってきた実績があり、協業による密な連携・情報交換が必要と考え、詳細計画策定調査において各機関担当者との事前協議を行った。以上の経緯を踏まえ、これら機関を含めた外部関係者との連携に関する具体的な実施方法についてプロポーザルで提案を行うこと。

て約束していることから、事前調整を行い、必要に応じて URA 本局やエレグ国境における研修実施等 URA との連携を行うこと。また先行プロジェクトにおいては、ウガンダ・カンパラでの研修の際には URA 職員が教官となり研修を実施する第三国研修の形態を採用しており、本プロジェクトにおいても同対応を認める。なお、実施に際しては URA 職員に対する謝金・旅費を支払を行う点、NRA による URA 宛レター発出に基づく、プロジェクト外の両国間関係に基づく専門家派遣扱いとして対応する点に留意する。

併せて、本プロジェクトの詳細計画策定調査時においては、EAC 及びアフリカ開発銀行（AfDB）の対 NRA 支援担当者との協議をそれぞれ実施し、成果 3 及び 4 の一部活動における連携を予定している。EAC との連携の際には EAC 事務局（タンザニア・アルーシャ）の税関局に派遣中の JICA 個別専門家と密に連携したうえで実施すること。また、JICA 側が実施した税関分野におけるこれまでの支援結果を踏まえ、活動上の連携を AfDB から打診される可能性もあり、定期的な情報交換を通じた本成果の連携を実施すること⁵。

（5）成果指標・活動について

成果指標について、成果 1 及び 2 の指標入手手段について、詳細計画策定調査時に原産地規則・関税評価それぞれの税関職員の理解度に関するセルフチェックを行い、振り返りを実施する観点から NRA で評価フォームを作りたいと NRA 側から提起があったため「Evaluation forms created by NRA Customs」と追加している。そのため、活動を進める際には、具体的な評価フォームの内容と集計方法について CP 側意向を確認の上、決定すること。

また、詳細計画策定調査において、JICA は PDM 内の目標の指標や活動の記載の一部を「XX」と仮置いた。XX についてはベースライン調査を通じて調査・提案し、JICA 及び NRA 双方と協議・相談の上、第 1 回 JCC において合意すること。

（6）成果 1 に係る活動方針

成果 1 で支援する原産地規則（以下、「ROO」とする。）は先行プロジェクトでも取り扱っており、特に先行プロジェクトでは ROO ユニット⁶設立支援を行った。

⁵ EAC との連携促進の観点からタンザニア・アルーシャの EAC 本部における会議参加を想定し、カウンターパート及び専門家の会議参加旅費の計上が可能。

⁶ 原産地制度に特化した専門ユニットであり、原産地決定や NRA 組織内の原産地規則に係る制度

その結果、現在 NRA 税関局では形式上は ROO ユニットが設置されたものの、現時点で正式な担当官の人事任命は了しておらず、NRA 税関局以外の税関官署には ROO ユニットは設置されていない。その為、本プロジェクトにおいては NRA 税関局に対する ROO ユニット担当官の正式な人事任命への働きかけを行うと共に、主要税関（ニムレと JIA が想定されるがそれらに限らない）に対する ROO ユニット形成支援を実施する。

（7）成果 2 における活動方針

現在 NRA 税関局においては関税評価に特化した部署が存在しておらず、NRA 税関局の関税セクションが機能の一つとして評価を実施している。本プロジェクトでは、まずは関税評価ユニットの立ち上げ及び業務開始を目標とするが、ベースライン調査結果を踏まえ、ユニット立ち上げに向けた詳細な準備工程を作成する。

NRA 税関局では課税価格の評価について、税関職員が検査を行う際、インボイス上の値段が確認できない場合は NRA 側の定める独自基準によって作成された「Estimation Book」を参照の上、推定課税価格を確認し、関税額を決定する仕組みになっている。他方で、このような Estimation Book を用いての関税評価は、WTO 関税評価協定に基づいた業務とはいえ、本プロジェクトにおける研修等を通じて国際基準に係る職員の能力強化・意識改善が必要である。このようなオペレーションの変更は NRA にとり大きな変更になるため、NRA の方針を確認の上、適切な調整を行うこと。

（8）成果 3 における活動方針

NRA 全体に対する研修機能強化に関しては、AfDB が現在案件形成中のプロジェクト Non-Oil Revenue Mobilization and Accountability in South Sudan Phase 2 (Norma-SS 2) において NRA 研修所に対するコンサルタント派遣、機材供与、及び資金援助等の組織面に対する支援を計画している。従って、ドナー間の支援重複を避ける観点から、本プロジェクトでは税関職員向け研修に係る分野特化型の支援を実施する。具体的には、先行プロジェクトにおいてすでに作成・導入されている HS 分類、原産地規則に係る教材を活用した研修支援や成果 1～2 において活動する原産地規則、関税評価に関する指導カリキュラム作成等を支援することとする。

整備業務を行う。NRA 支援においては、これまで分野に特化した専門ユニットの設立を通じた技術移転・機能強化を実施しており、ROO ユニットの他、これまでに HS ユニットが設立されている。

また、活動 3-2 「Develop curricular on XX for customs (XX will be determined by the 1st JCC.)」については、JICA 側は中長期的な研修カリキュラムの支援は行わず、あくまでも課題に特化した短期的カリキュラム作成を行うこと。併せて研修受講者の対象についても「初級者向けの短期研修に係るカリキュラム」とすること。

(9) 成果 4 における活動方針

南スーダンでは、2016 年に EAC へ加盟した段階で EAC 協定を批准しており、国内法等への適用プロセスも完了したようになっていた。他方で、承認プロセスを正式に完了する前に国内で内戦が勃発したという経緯もあり、実際は国内法等への適用プロセスが現在も適切に為されていない。そのため、EAC 関税同盟にかかる関連法及び規制への統合については、まずは EAC 協定 (EAC Treaty) の国内法への適用が不可欠であることから、本事業を通じて EAC-CET 導入に必要な各種手続き (具体的には、Stay of Application (南スーダンが CET の導入を希望しない品目) の提出、EAC 関税同盟関連法及び規制の国内法への適用(特に EAC-CET, EAC-ROO 等)の後押し等) を支援し、NRA 税関局の国際基準に即した税関業務の実施を更に強化する。なお、詳細計画策定調査時には、EAC Management Act の国内法への適用への JICA 支援の希望を NRA より聴取しており、本プロジェクトでの取扱いについては、JICA ガバナンス・平和構築部と協議の上、第 1 回 JCC までに決定する。

また、活動 4-3 においては、EAC の税関関連の法的文書 (EAC-CET、EAC-ROO 等) の国内法への適用状況の確認と促進することを目的とした、モニタリングシステムを整備することとしている。これは、NRA 税関局及び NRA が中心となり、EAC 事務局や AfDB 等の地域経済共同体や開発パートナー機関に加え、南スーダン政府の関連省庁 (具体的には、EAC 省、法務・人権省、貿易・産業省等) を含めた協議体 (「モニタリング会議」と呼称) を設立し、定期的な会議開催を通じて国内法への適用状況を把握・情報共有する仕組みとし、詳細計画策定調査時に NRA 税関局と合意している⁷。

なお、JCC はプロジェクト全体の方向性の検討、計画の変更やプロジェクトに係る税関業務などテクニカルな定期報告や課題共有の場であるため、モニタリング

⁷詳細計画策定調査時にはモニタリング対象とする具体的な法的文書についてカウンターパートと合意しておらず、現時点で EAC-CET、EAC-ROO を想定しているものの、必ずしもこれらに限らない。プロジェクト期間中の限られた期間とリソースの中で優先順位をつけて実施する必要があることから、本プロジェクトにおいてモニタリング対象とする法的文書及びモニタリング活動の方針についてプロポーザルで提案すること。

会議は JCC とは別個で開催するものとする。

(10) 終了後の持続性確保を意識した働きかけ

先行プロジェクトでの支援では、HS ユニットや ROO ユニットの設立支援を通じて一定度以上の成果定着が見られるものの、導入支援を行った HS アプリ（税関職員に対する研修用デジタルアプリケーション）の維持費等の必要経費は確保されておらず、先行プロジェクト終了後の持続性が確認できなかった。その為、本プロジェクトの終了後には、NRA 本庁、NRA 税関局、各税関官署との連携のもと、人的リソース及び資金源の継続的投入が必要な活動についても継続されるようプロジェクト期間中から「プロジェクト後の持続性」を意識した働きかけが不可欠である。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動 1-1：ベースライン調査を実施する

活動 1-2：EAC-ROO / アフリカ大陸自由貿易協定原産地規則 (AfCFTA-ROO) に沿ったガイドラインを作成する

活動 1-3：研修カリキュラムと教材を作成する

活動 1-4：研修を受けた教官による NRA 税関局での普及活動を支援する

活動 1-5：税関職員及び通関業者のためのワークショップ及び研修を実施する

活動 1-6：原産地証明書 (COO) 発行に関する業務説明書を作成する

② 成果2に関わる活動

活動 2-1：関税評価における現在の問題点を分析する

活動 2-2：アクションプランを策定する

活動 2-3：研修カリキュラムと教材を作成する

活動 2-4：関税評価の基本概念に関する研修を実施する

活動 2-5：通関業者に対するワークショップ・研修を実施する

活動 2-6：関税評価ユニットを設立する

活動 2-7：教官研修を実施する

③ 成果3に関わる活動

活動 3-1：税関の能力強化・研修制度に関する現在の問題点を分析する

活動 3-2：税関のための XX に関するカリキュラムを開発する (XX は第 1 回

JCCにて決定する)

活動 3-3： 研修の実施方法に関するガイドラインを作成する

活動 3-4： HS 分類、ROO 及び関税評価に関するこれまでの研修経験に基づき、OJT を実施する

④ 成果 4 に関わる活動

活動 4-1： EAC 税関の法的文書（EAC-CET、EAC-ROO 等）の国内適用に関するギャップ分析を行う

活動 4-2： EAC 税関の法的文書（EAC-CET、EAC-ROO 等）の国内適用のためのロードマップを作成する

活動 4-3： EAC 税関の法的文書（EAC-CET、EAC-ROO 等）の国内適用のためのモニタリングシステムを整備する

活動 4-4： EAC 税関の法的文書（EAC-CET、EAC-ROO 等）の国内適用のための関係者ワークショップを開催する

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) 第三国研修

- 本業務においては、原産地規則・関税評価等の貿易円滑化に係る EAC 諸国の取り組みをベンチマーキングする観点から、ウガンダ歳入庁等近隣諸国歳入庁協力のもと第三国における研修実施を推奨する。第三国研修を実施する際の目的・研修内容、回数、日数、対象者、参加者数等について、JICA は上限額内に収まるものであれば制限を設けませんが、実施を検討する場合は第 2 章【1】 2. の提案を求める事項 3 に対する提案に第三国研修の提案を含めること。

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得し

たデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に対処方針を起案し発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。
- ベースライン調査終了時には速やかに調査結果をまとめガバナンス・平和構築部に提出すること。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー平等を推進する活動

- 本プロジェクトにて実施した詳細計画策定調査では、C/P 側の管理職に占め

る女性比率の低さ等のジェンダーに基づく課題等が判明した。また実施機関の職員には税関に関する高い専門性を有している者が少ないため、専門性を高めることにより管理職に登用されやすくなるという点も調査にて確認した。その為研修に参加する女性職員の割合を高める必要性から NRA 税関局側より、各研修コースにおける女性参加者の割合を 35%以上とするべきとの意見が提示され、指標 1-5 に反映した。

ベースライン調査の結果に応じて成果 1 以外の成果におけるジェンダー指標の追記についても検討すること。

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第 5 条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途発注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	1 部
モニタリングシート	別途指定 (年 1 回以上の頻度)	英語	電子データ	1 部
業務進捗報告書	第 1 期の契約履行期限	日本語	電子データ	1 部
業務完了報告書	第 2 期の契約履行期限 2 週間前	日本語	CD-R	2 枚

事業完了報告書	第2期の契約履行期限2週間前	英語	CD-R	2枚
---------	----------------	----	------	----

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）

- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）税関職員向け研修運用ガイドライン及びカリキュラム（成果３）
- （２）ギャップ分析報告書（成果４）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
- （４）活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁸。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	プロジェクトオフィス用資機材（コピー機、研修教材作成・編集のためのPCなど）	プロジェクト実施に必要なもの。	プロジェクト実施に必要な最低限の数量。	事業用物品	本見積
2	遠隔研修用ツール	プロジェクト実施に必要なもの。	-	事業用物品	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁸ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：南スーダン共和国（南スーダン）

案件名：国際基準に則した税関能力強化プロジェクト

Project for Enhancing Capacity of Customs to Operate in accordance with International Standards

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における税関セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
南スーダンでは、2030年代半ばには国内で採取可能な石油が枯渇するとの予測もあり、政府歳入における非石油収入の増加は、国家戦略の最優先課題となっている。近年、南スーダン政府の自助努力に対する開発パートナーからの支援が実を結び、非石油収入は増加傾向にあるものの、東アフリカ共同体（EAC）等の地域・国際的な枠組への参加遅延により、未だ不適正且つ非効率な税関業務が行われており、域内連携や貿易円滑化の障壁となっている。

こうした状況下において、南スーダン歳入庁（以下、NRA）は2022年に第一次5カ年戦略計画（NRA First Strategic Plan 2022-2027）を制定し、税関局においても人事改編に向けた動きが進んでいる。また2022年3月には、通関申告を電子化するe-Taxシステムが導入されるなど、税関近代化と歳入改善に向けた取り組みを進めているが、同システムが税関申告の仕様に対応しておらず、併せて各税関では、全ての貨物の通関申告/審査を手作業で実施しており、税関近代化に向けた課題が山積している現況にある。

JICAは2011年より、南スーダン税関（SSC）に対する個別専門家を派遣し、能力向上支援を開始した。また2016年より「HSコード⁹導入による税関能力強化プロジェクト」の実施を通じて、NRAにおける通関手続へのHSコードの導入・電子関税率表の改正などを行ってきた。加えて、2020年から2023年にかけては「税関コード導入による税関能力強化プロジェクト フェーズ2」を実施し、HSユニットの確立と機能化、主要国境へのHSコード導入、原産地規則に係る導入及び能力強化を実施した。

かかる背景を踏まえ、これまでの支援の成果を活かしつつ、EAC対外共通関税導入に向けた原産地規則の運用と、域内外からの適正かつ確実な関税徴収を図ることを目的とした関税評価制度の導入及び研修実施体制の確立等を通じた税関職員の能力強化に向けて、本事業が要請された。

(2) 当該国における税関セクターの開発政策と本事業の位置づけ

南スーダン政府では国家開発戦略（改訂版）（2021-2024）を定め、平和の定着、経

⁹ HS分類：Harmonized Commodity Description and Coding Systemの略で、輸出入統計品目番号や関税分類とも呼ばれる。商品の名称及び分類についての統一システム国際条約（HS条約）に基づいて通関申告時物品ごとに定められたコード番号を割り当て、品目分けを実施するもの。

済の安定、持続可能な開発への回帰を目指す。その中で、5つの戦略課題（ガバナンス、経済、サービス、インフラ、その他分野横断的イシュー）を掲げ、特に経済クラスターにおいて、持続的開発のための法的・制度的枠組みの整備、EAC 及び国際基準への適応、歳入基盤強化（非石油収入の増加等）等の重要性が示されている。また、NRA による第一次 5 年戦略計画では、「税収の対 GDP 比 6%を達成するために、非石油収入の徴収を実行できる近代的な税務行政体制になる」ことをビジョンに掲げている。本案件に関連する東アフリカ共同体対外共通関税（EAC-CET）、東アフリカ共同体原産地規則¹⁰（EAC-ROO）や WTO 関税評価協定等の国際基準の批准によって、南スーダン国内の関税収入は一時的に下がる可能性があるが、国際基準の国内適用により貿易が促進され、南スーダン経済全体の発展が底上げされることで、関税以外も含めた国内の税収が向上することが見込まれる。

（3） 南スーダンに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対南スーダン共和国国別開発協力方針にもとづく「対南スーダン事業展開計画（2021 年 9 月）」において、重点分野「社会・経済基盤の整備」で設定されている「経済インフラ・機構整備プログラム」に位置付けられる。JICA は、同プログラムの下、税関システムの近代化による EAC 諸国との連携性向上及び歳入強化を通じた行政能力向上を通して、平和の定着及び経済の安定化を後押しすることとしている。

また、JICA グローバル・アジェンダ「公共財政・金融システム」のクラスター事業戦略「税関近代化支援を通じた連結性強化」では、南スーダンを含む多くのアフリカ諸国が税関近代化の初期段階にあることから、国際・地域の主要な諸条約・ガイドラインの国内適応および基礎的な分野の技術支援（関税分類、関税評価等）を通じた関税の適切な徴収を喫緊の課題としており、本事業は同クラスターの方針に沿っている。

併せて JICA グローバル・アジェンダ「平和構築」の協力方針「人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくり」に沿った、住民からの信頼される国家をつくるための政府の能力強化に寄与し、ひいては EAC の地域全体の安定に貢献することが期待される。

（4） 他の援助機関の対応

● 東アフリカ共同体（EAC）

現在 EAC が南スーダンに対する税関職員の研修等支援を検討中。

● アフリカ開発銀行（AfDB）

AfDB は Non-Oil Revenue Mobilization and Accountability in South Sudan (Norma-SS) プロジェクトを実施中（2018 年～2023 年）であり、同プロジェクトの中に NRA に対する財政支援が含まれている。

● 世界税関機構（WCO）

WCO では 2019 年より EU からのファンド支援により HS-Africa Programme を 2023 年

¹⁰ 原産地規則：Rules of Origin（ROO）と呼び、関税の適用等の為に輸入貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を決定するための国際的な規則のことを指す。

未まで実施しており、アフリカ諸国が適切に HS 導入・実施し HS2022 年改正にも対応できるよう様々な支援を行っている。

- 国連開発計画（UNDP）

UNDP は、財務計画省を主な C/P とし、独立直後の 2011 年頃より援助協調、政策策定、予算管理等の分野で支援してきている。AfDB ファンドとの協働により、NRA に対して財務諸表の策定準備や、導入すべき財務管理システム分析などを実施した。

- 国際通貨基金（IMF）

IMF では、EAC 共通関税法の南スーダン国内での適用に向けた現行南スーダン関税法のレビューを実施。また税関業務手続に関するレビューも実施を予定している。

- TMA

TMEA（現 Trade Mark Africa: TMA）は、ウガンダと接するエレグ（ウガンダ）/ニムレ（南スーダン）国境のワン・ストップ・ボーダー・ポスト（One Stop Border Post: OSBP）支援を実施。施設建設は南スーダンの一部を除き既に完了済み。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、南スーダン国において、EAC-R00 に準じた原産地規則の実施、関税評価に係る能力強化、税関職員能力開発の為の研修体制整備、EAC 諸国との地域連結性強化支援を行うことにより、歳入庁の能力強化を持続的に図り、もって EAC-CET を含めた地域・国際的枠組みの運用に向けた体制整備に寄与する。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

南スーダン歳入庁（NRA）本局、NRA 税関局、NRA 研修所、ジュバ国際空港（JIA）税関、ニムレ国境税関を予定。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：NRA 税関職員およびプロジェクトサイトの通関業者

最終受益者：南スーダンでの輸出入取引を行う業者、南スーダン国民

（4）総事業費（日本側）：3.98 億円

（5）事業実施期間：2024 年 2 月～2027 年 1 月を予定（36 か月）

（6）事業実施体制：NRA 税関局

（7）投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 66 人月）：

- ・短期専門家（総括/税関行政、副総括/関税評価 1、関税評価 2、原産地規則、地域連携/広報、研修計画/業務調整）

- ・第三国専門家に係る受け入れ費用（第三国専門家の招聘調整については NRA 側が担当）

② 研修員受け入れ：第三国研修

③ JICA 専門家及びプロジェクトの活動にかかる費用

2) 南スーダン国側

① カウンターパートの配置

- ・プロジェクト・ディレクター：NRA 長官（Commissioner General）
- ・プロジェクト・マネージャー：NRA 税関局長（Commissioner Customs）
- ・プロジェクト・コーディネーター：NRA 税関局改革・近代化部長
- ・アシスタント・プロジェクト・コーディネーター：NRA 税関局改革・近代化副部長
- ・コンポーネントリーダー：税関局人事部/通関業務部/改革・近代化部/R00 部門の各部長

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- プロジェクト活動経費：南スーダンでの研修期間中の参加者の手当および宿泊費

南スーダンで実施される研修のための滞在費、活動に係る光熱費

- NRA 施設およびプロジェクト事務所、活動に必要な光熱水費

- 【執務環境】 NRA 本局におけるプロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース

（安全対策のため、日本側投入による改修・機材設置などを行う可能性あり）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

【南スーダン】

- 「HS コード導入による税関能力強化プロジェクト」2016 年～2019 年（技術協力プロジェクト）、「HS コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ 2」2020 年～2023 年（技術協力プロジェクト）

【近隣諸国】

- 「東アフリカ地域税関・貿易円滑化アドバイザー」（2023 年 1 月～2024 年 12 月/技術協力個別専門家）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

他機関の活動内容については上記 2. (4) の記載の通り。本事業との関係では成果 3 及び成果 4 において、以下ドナーとの連携・デマケーションを図ることとする。

- 東アフリカ共同体（EAC）

本案件の成果 4 において、EAC 関税局に派遣している上記 JICA 専門家と連携し、前フェーズから支援している EAC 関連法/規制の一部である EAC-GET 及び EAC-R00 等の国内適応（批准）/承認に向けた支援を行う。

- アフリカ開発銀行（AfDB）

2023 年 7 月現在、AfDB が詳細計画策定を行っている Norma-SS 2 のコンポーネ

ント1「人材育成・組織改善」において、JICA事業が支援を検討している NRA 税関職員に対する人材育成体制支援と内容が重複する。JICAが行う本事業の成果3において、職員向けに実施する税関分野の研修活動について重複する可能性がある。その為、支援内容については JICA が税関職員に対する現場職員向けに HS 分類、原産地規則、関税評価等に関する研修を行い、AfDB 側は NRA 組織全体に対する研修体制強化や NRA 国税局に対する国内税研修を実施する形でデマケーションする計画として AfDB 側とも合意している。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：本事業は南スーダンが所属する EAC と連携をはかることで、同地域枠組みを積極的に活用し、近隣諸国との貿易促進に貢献することを目指す。また、税関行政の適正な執行に向けた規定や手順の整備を行うことで、公正性、公平性、透明性といった国家の信頼性向上に寄与する。

3) ジェンダー分類：ジェンダー活動統合案件

詳細計画策定調査にて、管理職に占める女性比率の低さ等のジェンダーに基づく課題が判明した。そのため、原産地規則を含む専門性強化のための研修に参加する女性職員の割合を高めるため、すべての JICA 支援の研修コースにおける女性参加者の割合を各コース 35%以上とする指標を設定した。なお、実施機関の職員には税関に関する高い専門性を有している者が少ないため、専門性を高めることにより管理職に登用されやすくなるという点を調査で確認している。

(10) その他特記事項：外務省危険情報のレベル4で指定される地域への渡航について、邦人関係者は行わないこととするが、ローカル人材については単発用務(案件開始時やプロジェクト1年後の状況確認等)のためスポットで渡航する可能性がある。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

南スーダン NRA における EAC-GET を含めた国際的枠組みを完全かつ持続的に実施する準備が整う。

指標及び目標値：

指標1：対象税関における適切な通関申告割合が XX%から XX%に増加する。

(XXについては第1回 JCC にて決定)

指標2：NRA における研修システムが人材及び研修内容の質の観点から十分機能している。

(2) プロジェクト目標：

対象税関における税関業務が国際基準に即して改善される

指標及び目標値：

指標 1：国際基準に準じた R00 や関税評価にかかるガイドラインが拡充される

指標 2：同ガイドラインを用いた適切な通関申告数が対象税関において増加する

指標 3：EAC 税関規則の国内適用化に係る関連文書（XX と XX）の南スーダン政府内での承認状況

（XX については第 1 回 JCC にて決定）

（3） 成果

成果 1：税関職員の原因規則に係る能力が拡充される

成果 2：税関職員の原因評価に係る能力が拡充される

成果 3：税関職員に対する研修体制が改善される

成果 4：EAC 加盟国を含む近隣諸国との税関行政の連結性が強化される

（4） 主な活動

成果 1：税関職員の原因規則に係る能力が拡充される

活動 1-1：ベースライン調査を実施する

活動 1-2：EAC-R00 / アフリカ大陸自由貿易協定原因規則（AfCFTA-R00）に沿ったガイドラインを作成する

活動 1-3：研修カリキュラムと教材を作成する

活動 1-4：研修を受けた教官による NRA 税関局での普及活動を支援する

活動 1-5：税関職員及び通関業者のためのワークショップ及び研修を実施する

活動 1-6：原因証明書（C00）発行に関する業務説明書を作成する

成果 2：税関職員の原因評価に関する能力が拡充される

活動 2-1：原因評価における現在の問題点を分析する

活動 2-2：アクションプランを策定する

活動 2-3：研修カリキュラムと教材を作成する

活動 2-4：原因評価の基本概念に関する研修を実施する

活動 2-5：通関業者に対するワークショップ・研修を実施する

活動 2-6：税関評価ユニットを設立する

活動 2-7：教官研修を実施する

成果 3：税関職員に対する研修体制が改善される

活動 3-1：税関の能力強化・研修制度に関する現在の問題点を分析する

活動 3-2：税関のための XX に関するカリキュラムを開発する（XX は第 1 回 JCC にて決定する）

活動 3-3：研修の実施方法に関するガイドラインを作成する

活動 3-4：HS 分類、R00 及び原因評価に関するこれまでの研修経験に基づき、OJT を実施する

成果 4：EAC 加盟国を含む近隣諸国との税関行政の連結性が強化される

活動 4-1：EAC 税関の法的文書（EAC-GET、EAC-R00 等）の国内適用に関するギャップ分析を行う

活動 4-2：EAC 税関の法的文書（EAC-GET、EAC-R00 等）の国内適用のためのロードマップを作成する

活動 4-3：EAC 税関の法的文書（EAC-GET、EAC-R00 等）の国内適用のためのモニ

タリングシステムを整備する

活動 4-4 : EAC 税関の法的文書 (EAC-GET、EAC-R00 等) の国内適用のための関係者ワークショップを開催する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ NRA の人事異動が継続的かつ大規模に発生しない。
- ・ 南スーダンの治安がプロジェクトの継続を困難にするレベルまで悪化しないこと。

(2) 外部条件

- ・ 南スーダン政府が地域/国際基準を承認し、国内適用が実施される。
- ・ アフリカ開発銀行による南スーダン NRA 支援プロジェクト (Norma-SS 2) の予算が、NRA/税関の研修制度に十分配分される。
- ・ COO の発行機関が南スーダン政府によって決定される。
- ・ NRA 内に R00 ユニットが正式に設置される。
- ・ NRA 税関局の関税評価システムが WTO 条約に則って改善される。
- ・ 関税評価単位を NRA に正式化する。
- ・ NRA のトレーニング施設が完工する。
- ・ 関係省庁が EAC 関連法令の国内化に向けた手続きに協力する。
- ・ NRA が EAC 通関システムに準じた手続き改編を円滑に実施する。
- ・ 本事業に必要な人員 (報酬を含む) 及び予算を確保する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

1) これまで「HS コード導入による税関能力強化プロジェクト」、「HS コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ 2」においては、ウガンダ歳入庁 (URA) から URA 施設内のプロジェクトオフィススペース提供、R00 専門家の派遣協力、エレグ税関職員の本案件に対する協力など、JICA 案件の実施にあたり全面的な協力を得たことで、日本人専門家がジュバに渡航できない中、効果的かつ予定通りにプロジェクトが実施できた。

2) また、「HS コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ 2」においては、プロジェクト開始前に日本側、南スーダン側双方で費用分担が合意され、双方代表者が署名した R/D で明文化されていた。しかしながら、南スーダン国内での研修が開催されるたびに南スーダン側から合意された費用分担を超え、NRA 職員の日当や国内移動に係る費用負担を日本側に求められ、円滑なプロジェクト実施が阻害された。

(2) 本事業への教訓

上記 1) に関しては、引き続き URA との協力を継続するとともに、その他周辺国税関当局からの協力及び連携も積極的に模索、かつ各ドナーとの連携についても検討・調整を図ることとする。

上記 2) に関しては、プロジェクト開始前に費用負担の説明を十分に行うこと、また、合意事項が適切に履行されるよう、プロジェクト期間中もプロジェクト専門家と C/P

側との費用負担に係る認識合わせについて R/D を根拠に定期的を実施し、齟齬が生じた際には JCC 等のハイレベルな場を通じて働きかけることで、南スーダン側との着実な調整を心掛ける。

7. 評価結果

本事業は、南スーダン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められる。特に、昨年度発表された第一次 NRA5 か年計画に寄与するものであり、同計画で掲げられている非石油収入の増加は、本事業で対象となる原産地規則及び関税評価業務運用によって促進される。また、本事業は SDGs ゴール 8「持続的・包括的な経済成長」に貢献すると考えられるほか、JICA グローバル・アジェンダ「公共財政／金融システム」における「税関近代化支援を通じた連結性強化」にも資することから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 か月 ベースライン調査

事業終了 3 年度 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始 6 か月／年 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

事業終了 2 か月前 終了前 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

以上

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：税関行政または貿易円滑化支援に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／○○）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年3月下旬より業務を開始し、2027年2月下旬の終了までの36か月間を2期に分けて複数年度にわたる業務実施契約にて実施することを予定しています。

第1期：2024年3月 ～ 2024年12月

第2期：2025年1月 ～ 2027年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 63.63 人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全64回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ▶ 詳細計画策定調査結果資料
- ▶ 討議議事録 (Record of Discussion: R/D) ¹¹

2) 公開資料

- ▶ 南スーダン国 HS コード導入による税関能力強化プロジェクトプロジェクト業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000043524>

¹¹ 本案件は詳細計画策定調査後に案件名称を「適切な関税徴収のための税関職員能力向上プロジェクト」から、「国際基準に即した税関能力強化プロジェクト」に変更していますが、討議議事録 (Record of Discussion: R/D) においては変更前の名称が使用されています。

▶ 南スーダン国 税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2
業務完了報告書[電子資料]

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000049893>

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。詳細については、R/Dを参照願います。なお、専門家のプロジェクトオフィスに関しては、詳細計画策定調査時に日本側よりNRAに対してプロジェクトオフィススペースの確保を要請済み。NRA敷地内で現在建設中(完工直前)の本局新庁舎の部屋を確保する予定です。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(英語⇄日本語)	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて、十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。プロポーザル作成に際しては、必ず南スーダン国の安全対策措置(渡航措置及び行動範囲)、国別の安全対策マニュアルを確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。

(参考)JICAの国別安全対策情報:<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

南スーダンにおける主な行動範囲は次の通り。但し、現地の治安状況等により変更が生じる可能性があるため、渡航前の安全管理部によるブリーフィング及び南スーダン事務所による到着時のブリーフを受けること。また、JICA南スーダン事務所及び安全対策アドバイザーによる日常的な安全対策に係る連絡・指示を厳守すること。

- 1) ジュバ渡航に際し、事前に必要な書類(渡航連絡票、安全管理情報シート、緊急連絡先届)をJICA南スーダン事務所に提出し、JICA安全管理部の渡航承認を得ること。
- 2) 邦人が活動可能な範囲は、ジュバ市街地を中心する定められた地域のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。

- 3) JICA 邦人関係者は JICA 事務所が指定する宿泊施設を利用する。
- 4) JICA 邦人関係者は、JICA 南スーダン事務所が配備する防弾車（1 台につき 4 人まで乗車可能）の利用を必須とする。運転手の運転に注意し、事故等が発生した場合は速やかに南スーダン事務所に連絡し指示に従うこと。乗車中は必ず施錠し、シートベルトを着用すること¹²。
- 5) ジュバ滞在中は、各自携帯電話及び無線機を携行すること（無線機は JICA 事務所から貸与する。毎週、無線による通信チェックに参加すること）。
- 6) 移動にあたっては、ID カードまたは（有効な南スーダン査証や外国人登録を付した）旅券（写）を所持する（滞在が 6 か月を超える場合は、労働許可証の取り付けが必要）。
- 7) 原則として、18 時～6 時は外出禁止とする。
- 8) 有事の際は、JICA 南スーダン事務所の指示に従い、国外退避もしくは予防的措置（一時退避）を実施する。なお、リスクが予見された時点で外出を取りやめること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月版）（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料 2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

¹² 安全対策上、原則として、1 プロジェクトの 1 回の渡航に際し、防弾車 1 台（4 人乗り）のみアレンジ予定。プロポーザル上も、その点を踏まえ、1 回の渡航に際し派遣人数を 4 名以下とすること（但し、必要により追加配車等による 5 名以上の派遣も可能な場合あり）。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

395,557,000円(税抜)

なお、定額計上分 30,055,200円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(4)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場

合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	戦争特約保険料		19,235,200円	1回の渡航を最大22日と想定し、64渡航分	戦争特約保険料
2	業務マニュアル印刷・製本代	第2章第4条 業務の内容2.(1) 活動1-3, 2-3, 3-3	1,400,000円	一式	一般業務費
3	ウガンダURA 第三国専門家経費	第2章第3条実施方針及び留意事項2.(4)	3,000,000円	謝金、旅費、航空賃	一般業務費
4	会場借上費	第2章第4条 業務の内容2.(1) 活動1-5, 2-4, 2-5, 2-7 下記(10)4)参照	3,520,000円	JCC、セミナー実施16回分	一般業務費
5	専門家事務所安全対策関連	第2章第3条実施方針及び留意事項2.(1)	2,900,000円	オフィスの防犯対策・警備員一式	一般業務費

(6) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提

示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒アディスアベバ⇒ジュバ（エチオピア航空）

東京⇒ドバイ⇒ジュバ（エミレーツ航空）

（８）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（９）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（10）その他留意事項

１）現地業務期間における日当・宿泊費について

南スーダンに渡航するJICA邦人関係者は、JICA南スーダン事務所が指定する宿舎に宿泊する。宿泊費（光熱費、共益費、家具賃貸料に相当する額を含む）はJICA事務所にて支払いを行っているため、見積書では計上しないこととする。他方、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり5,800円を計上すること。

２）現地における傭人費

本事業における傭人費には、自動車運転手を必ず計上すること（JICAが貸与する防弾車の自動車運転手はJICA事務所にて契約し本事業に配置するが、その費用は運転手所属先に本事業の一般業務費より支出する）。また、プロジェクトの運営を補佐する現地傭人を計上することも可能とする。

ただし、南スーダンでは、プロジェクトで現地事務員・補助員等を傭上することに対し、C/Pから極めて大きな抵抗を受けることがある（行政官の給与遅配が常態化する中、プロジェクト直雇用の事務員・補助員が比較的に高額な給与を受給する状況は受け入れがたいという問題提起が先行案件や他事例にて発生）。そのため、C/Pとの信頼構築やプロジェクト活動の円滑な実施のため、事務員・補助員等を傭上する場合には、事前にその業務目的や選定方法等について、JICA南スーダン事務所に事前に相談の上、C/Pの十分な理解を得ること。

３）車両に係る費用

プロジェクト専門家が使用する車両については、JICA南スーダン事務所にて本事業用の防弾車1台を貸与する予定であり、車両保険や修理は南スーダン事務所が支出する。日常の燃料費や維持管理に係る費用のみ見積書に計上すること。なお、防弾車1台に（運転者を除く）4名が乗車可能。それ以上の乗車が必要な場合は都度JICA事務所に前広に相談すること。

４）プロジェクトオフィスの維持管理費、通信費等

プロジェクトオフィスは、カウンターパートより提供される（安全対策上必要

な改修等は JICA 事務所にて実施する) が、その維持管理費、通信費は見積書に計上すること。

5) 南スーダン国内での研修実施に際する会場手配について

詳細計画策定調査時の NRA 本庁との協議の結果、南スーダン国内での研修実施時の会場手配は NRA 側負担事項と整理済であり、現在改修中の NRA 研修所の利用を想定している。また、本プロジェクト開始までに同研修所の改修が完了していない場合は、完了まで、NRA 本庁内大会議室の利用を想定している。しかしながら、グループディスカッションやワークショップ形式での研修等同会議室の利用が適当ではない場合、NRA・税関局との協議のうえで研修内容に応じた JICA 側での別会場確保（ジュバ市内に限定）も認めることとし、その規模は不明のため定額計上とする。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)